

東近江市トンネル修繕計画

平成 30 年 12 月策定

(令和 7 年 11 月更新)

東近江市都市整備部道路課

目次

1	対象施設	1
2	計画期間	1
3	対策の優先順位の考え方	2
	健全度	2
	重要度	2
4	新技術等の活用と費用の縮減	3
5	集約化・撤去	3
	対策予定一覧表	5

1 対象施設

本計画の対象施設は、表1に示すとおりとする。

表1 本計画の対象施設

施設名		路線名	建設年次 (西暦)	延長 (m)	施工法	事業 主体	市区町村名
トンネル名	(フリガナ)						
雪野山 トンネル	(エキノヤマトン ネル)	市道竜王近江八幡八 日市線	1991	245	NATM	東近江 市	中羽田町
きぬがさ山 トンネル	(キヌガサヤマ トンネル)	市道きぬがさ街道線	1998	1,100	NATM	東近江 市	五個荘石馬 寺町ほか

表2 建設年次別施設数

建設年次	施設数
~1909	0
1910~1919	0
1920~1929	0
1930~1939	0
1960~1969	0
1970~1979	0
1980~1989	0
1990~1999	2
2000~2009	0
2010~2019	0
2020~	0
合計	2



雪野山トンネル



きぬがさ山トンネル

建設年次別では、1990年代に建設されたトンネルが2本あり、20年以上経過している。

2 計画期間

本計画は、5年に一度の定期点検を踏まえ、メンテナンスサイクルの取り組みを着実に進めるために、今後5年間を対象とした計画とする。ただし、点検結果等を踏まえ、適宜、修繕を行うものとする。

3 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位を決定するための優先度は、トンネルの管理施設数が多くないことから、原則として点検結果による健全度により設定するものとする。健全度が同程度の場合は、重要度を加味して設定するものとする。

○健全度

健全度は、トンネル点検要領（国土交通省 道路局、平成26年6月）に基づき、点検・診断した結果、判定区分IからIVの四段階で評価するものとし、「IV」については重要度に関わらず緊急に対策を、判定区分「III」については、早期（5年以内）に対策を行うものとする。

また、判定区分「II」の施設については、他の施設の状況に応じ、必要と判断した場合に対策を行うものとする。

表4 判定区分

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

○重要度

重要度は、交通量及び緊急輸送道路の指定の有無により評価し、次の図に示すとおり設定するものとする。

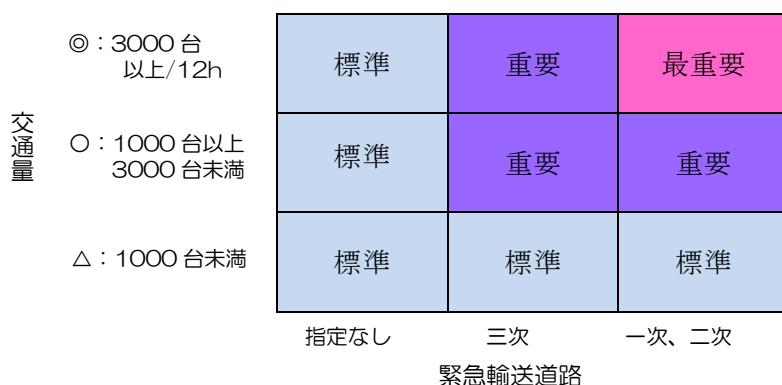


図1 重要度の重点化指標

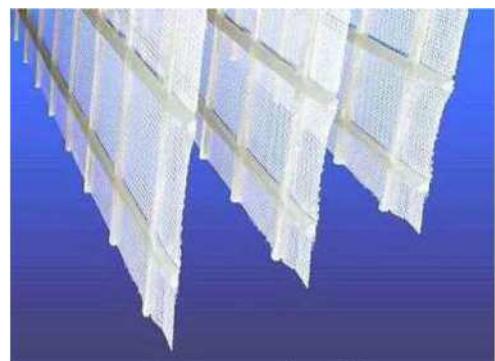
4 新技術等の活用と費用の縮減

管理するトンネル2施設の内、令和10年度までに修繕設計・工事を実施するすべての施設において、新技術等の活用検討を行うとともに、1箇所以上で費用縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

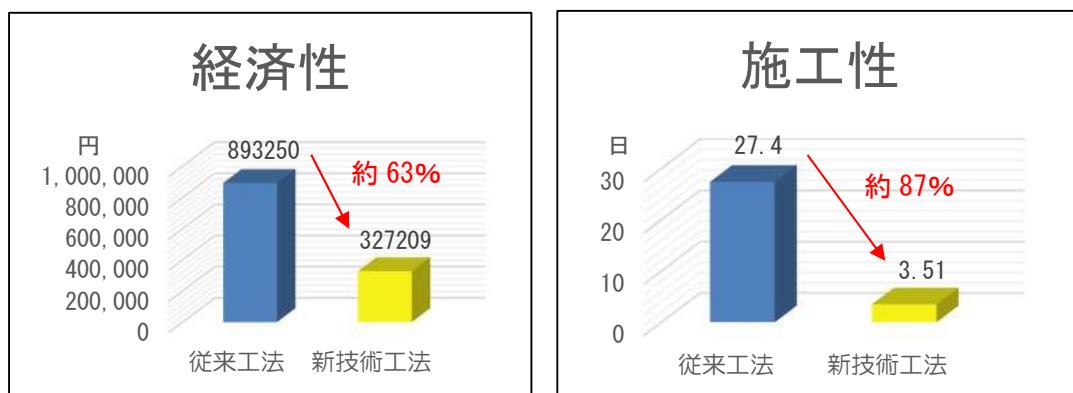
また、3巡目の定期点検から管理するトンネル2施設で新技術等の活用検討を行い、令和10年度までに管理する施設の内、1箇所以上で費用縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。剥離防止工においては、1箇所以上で新技術等を活用することで、従来工法と比較して、施工費用60%以上の縮減と工程80%以上の短縮を目標とする。

活用する新技術等（剥離防止工）

FORCAトウメッシュ（NETIS KK-060042-V）



トンネル壁面の剥離防止工（はつり落とし+断面修復）15 m²当たりの比較



5 集約化・撤去

集約化・撤去対象の検討を行った結果、本市が管理するトンネル2箇所は重要路線のほか郊外に位置しており、迂回路がない路線であること、隣接する迂回路を通行した場合、2箇所ともに約30km（所要時間45分）を迂回することとなり、社会活動等に影響を与える

るため集約化・撤去を行うことが困難である。

周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

東近江市トンネル修繕計画対策予定一覧表

令和7年11月1日現在

※1 点検結果により、適宜、見直しを行います。
点検年度がH26以前の健全度の判定区分は、現在の要領に読み替えて判定しています。

※2 設計実施時期に○、工事実施時期は着手年度に■を示しています。

優先順位および判定区分、附属物の取付状態は定期点検終了年度ごとに最新の点検結果に更新する。

交通量 ◎ : 3000台以上/12h
 ○ : 3000~1000台
 ▲ : 1000台未満

他県管理期間